

# 令和7年度 静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会

日 時：令和8年1月22日（木）午後1時30分から

場 所：県庁西館4階 第一会議室B

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 内 容

#### (1) 協議事項

ア 第三者評価機関の新規認証について

資料1

イ 令和7年度第三者評価事業の推進状況について

資料2

ウ 令和8年度第三者評価事業の実施計画案について

資料3

#### (2) その他

### 4 閉 会

#### 【その他添付資料】

・静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

資料4

・静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

資料5

・静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領

資料6

・静岡県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

資料7

## 第三者評価機関の新規認証について

下記の法人より評価機関の認証申請があり、認証基準に基づき審査したところ、要件を満たしているので、静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領第4条第2項の規定に基づき、推進委員会の意見を伺う。

### 1 申請法人

法人名	社会保険労務士法人 は一とふるりんく
代表者名	小林 かおり
所在地	掛川市大池 205-10

※ 各法人の申請書及び審査表は別添のとおり

### 2 事務局意見

(1) 申請法人は静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領及び実施細則に規定する要件を具備している。

(別紙 静岡県福祉サービス第三者評価機関認証申請書 参照)

(2) 所属する評価調査者は、全員、本県又は全国推進組織（全社協）の養成研修を修了済である。

(1)、(2)により、新規認証して差し支えないと判断する。

※参考：静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領  
(評価機関の認証)

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて、認証申請を行う。

2 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

(様式1)

## 静岡県福祉サービス第三者評価機関認証申請書

令和7年11月19日

静岡県知事 様

〒436-0043

申請者 所在地 静岡県掛川市大池 205-10

法人名 社会保険労務士法人はーとふるりんく

代表者氏名 小林 かおり

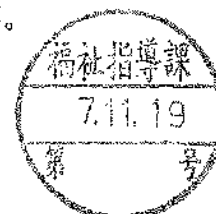
静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領第4条第1項の規定により、静岡県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1 第三者評価事業を実施する部署・連絡先

申請法人名	フリガナ	シャカイホケンロウムシホウジン ハートフルリンク
	法人名 (評価機関名)	社会保険労務士法人 はーとふるりんく
	代表者名	小林 かおり
第三者評価 事業に関わ る連絡先	事業実施部署 の所在地	〒436-0043 静岡県掛川市大池 205-10
	連絡責任者	松本 直己
	連絡場所 所在地	〒436-0043 静岡県掛川市大池 205-10
	電話・FAX 番号	Mobile : 080-7116-8542 Tel : 0537-54-2784 Fax : 0537-21-1779
	メールアドレス	n.matsumoto@hfl-sr.com

※ 法人名と評価機関名が同一の場合は、評価機関名の記入は不要。

## 2 添付資料 別紙のとおり



### 第三者評価機関認証審査表

評価機関名	社会保険労務士法人 は一とふるりんく
<b>1 組織等に関する要件</b>	
法人格を有すること。	社会保険労務士法人として登記されている。
<p>評価調査者が、a・bそれぞれを含め、3名以上いること。          なお、cは調査の際、a・bいずれかに位置付ける。</p> <p>a 組織運営管理業務の3年以上の経験者          b 福祉、医療、保健分野の有資格者及び学識経験者で3年以上の経験者          c a・bの要件を共に満たす者</p>	<p>計3名が所属          a : 1人          b : 2人          c : 0人</p> <p>※b要件2人のうち1人は特定社会保険労務士。静岡県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則第2条(4)イに該当と判断。</p>
評価調査者は県又は全国推進組織が実施する養成研修の修了者であること。	令和7年度 県・養成研修修了 3人
継続研修の受講機会を確保すること。	令和8年度継続研修の受講を案内する。
福祉サービスを提供していないこと。	評価機関認証実施細則第3条に規定する福祉サービスは提供していない。
<b>2 評価の実施範囲等に関する要件</b>	
<p>評価機関の法人役員及び会員が福祉サービスの経営者又は従事者である場合は、当該事業者の評価を行わないこと。          外部有識者による評価委員会を設置し、評価結果の承認を得る場合はこの限りでない。</p>	<p>法人役員は1人。福祉サービス事業を提供していないため、評価委員会は設置しない。</p>
<p>所属の評価調査者が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。</p>	<p>倫理規程第6条において、          「職員等は、評価対象事業者等との利害関係により、公正な評価を行うことが妨げられるおそれがある場合には、直ちにその旨を上長に報告し、評価への関与を回避する。」と規定されている。</p>

3 評価内容、評価手法等に関する要件	
県の推進要綱、実施要領等に定められた評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定を満たすこと。	評価基準：県の基準により実施する。 評価手法・結果取扱い：県の規定に沿って実施する。
評価結果の公表は、県の公表基準等によること。	県の公表基準等に沿って公表する。

4 事業内容等を明示する規程等に関する要件	
次の規程等が整備され、公開されること。 ・ 評価調査者一覧 ・ 事業内容等に関する規程 ・ 第三者評価の手法 ・ 守秘義務に関する規程 ・ 倫理規程 ・ 料金表 ・ 評価事業の実績	実績以外の規程について整備されている。 ホームページで公開予定
5 苦情処理体制に関する要件	
事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情窓口、苦情解決方法について規程を整備している。

総合判断	○
------	---

## 令和7年度第三者評価事業の推進状況について

## 1 評価基準等の策定又は改正

## (1) 評価基準等の新規策定

- ・なし

## (2) 評価基準等の改正

- ・なし

## 2 評価機関の認証等

## (1) 評価機関の募集

- ・評価機関の募集（随時募集）について県ホームページに掲載

## ① 認証及び廃止の状況（令和7年4月1日現在）

年度	～23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	計
認証	14	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	4	0	23
廃止	5	0	3	1	1	0	0	0	1	1	0	0	2	0	14
計	9	0	▲3	1	0	0	0	0	0	▲1	1	0	2	0	9

## ② 本県が認証した評価機関（令和7年4月1日現在）

※有効期間3年（更新制）

評価機関名	認証日	認証有効期間	所在地
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	平成17年1月17日	令和8年3月31日	静岡市葵区
株式会社 ひばり福祉支援センター	平成17年8月26日	令和8年3月31日	田方郡函南町
一般社団法人 静岡県社会福祉士会	平成17年8月26日	令和8年3月31日	静岡市葵区
株式会社第三者評価機構	平成26年8月1日	令和8年7月31日	静岡市葵区
株式会社 CoAct	令和4年2月9日	令和10年3月31日	静岡市清水区
合同会社静岡評価センター	令和6年4月1日	令和9年3月31日	静岡市清水区
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ	令和6年4月1日	令和9年3月31日	東京都
東海道シグマ 地域福祉支援事業部	令和6年4月1日	令和9年3月31日	静岡市葵区
一般社団法人 MiraiAssist	令和6年4月1日	令和9年3月31日	静岡市駿河区

## (2) 評価機関連絡調整会議

- ・評価機関相互や行政(推進組織)と評価機関との間の連携確保及び情報交換を図るため、年1回開催

日時・会場	内 容
令和7年 11月25日(火) 〔Zoom開催〕	(1)行政説明 令和6年度受審実績 令和6年度受審施設アンケート結果 令和7年度評価調査者養成研修の実施結果 今後の予定等 (2)情報交換 各評価機関の取組状況、その他(評価業務実施上の課題等)

## (3) 更新時研修

- ・「都道府県推進組織に関するガイドライン」の改正により、評価業務が適正かつ公正中立に行われることを目的として設けられた更新時研修を実施(3年に1回)。

日時・会場	内 容	講 師
令和8年 2月20日(金) 9:15~10:30 10:30~17:00 〔県庁別館7階第2会議室〕	講義・演習 (1)社会福祉制度の動向 (2)分野ごとの第三者評価のポイント	(1)福祉指導課職員 (2)(一社)全国福祉サービス 第三者調査者連絡会

## 3 評価調査者の資質向上のための研修

### (1) 養成研修

- ・隔年実施
- ・令和7年度は、令和7年9月1日(火)から10月7日(火)にかけ計6日間実施。  
(うち講義5日間、9月12日(金)から10月3日(金)の間で施設実習1日間)
- ・受講者20人、修了者20人

日時・会場	内 容	講 師
令和7年 9月1日(月) から 10月7日(火) 〔シズウェル601ほか〕  〔上記のうち 9月12日(金) から 10月3日(金) のうち1日 施設実習〕	【講義・実習】 ・第三者評価の理念と基本的考え方、第三者評価の全体像 ・評価調査者の役割と倫理 ・社会福祉施設の現状 ・受審施設の立場から ・静岡県の推進体制 ・第三者評価基準の理解と判断のポイント ・書面(事前)審査の着眼点 利用者調査の方法 ・訪問調査の着眼点 ・実習事前準備→実習→発表 ・判定試験	・静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 准教授 江原 勝幸 氏 ・社会福祉法人天竜厚生会 多機能型事業所 天竜ワークキャンパス 所長 小杉 祐介 氏 ・社会福祉法人天竜厚生会 清風寮 施設長 鈴木 啓晋 氏 ・社会福祉法人天竜厚生会 宮脇デイサービスセンター所長 秋葉 聡 氏 ・五味社会福祉士個人事務所 五味 恭子 氏 ・五味社会福祉士個人事務所 五味 保教 氏

## (2) 継続・個別研修

### ア 継続研修

養成研修修了者を対象に、業務を継続的に実施するために必要な知識等の付与及び資質向上を図るための研修を年1回実施。

### イ 個別研修

養成研修修了者を対象に、新たな評価基準策定に伴う業務を実施するために必要な知識・手法を習得させる研修を実施〔継続研修と同時開催〕

受講者 22 人

日時・会場	継続研修	個別研修
令和7年 12月19日(金) 10:20～16:30 〔シズウェル601〕	会場での講義及び演習を実施 (継続研修と合わせて個別研修を実施) 講義「幼保連携型認定こども園の評価基準・ポイント解説」 演習「評価結果の記載方法について」	幼保連携型 認定こども園 評価基準

## (3) 養成研修修了者、継続研修修了者及び有効登録者数の推移

年 度	元	2	3	4	5	6	7
養成研修修了者 (上段：当該年度修了者数、下段：累計)	— (342)	— (342)	28 (370)	— (370)	24 (394)	— (394)	20 (414)
継続研修修了者数	49	—	80	40	33	60	22
有効登録者数/3月31日時点	139	139	112	101	125	93	113

※3年以上評価業務に従事しない場合、その間に当該研修を終了しなければ、評価調査者の資格を失う。

## 4 第三者評価の普及・啓発及び受審促進

### (1) 県・市の指導監査における受審促進

- ・ 社会福祉法人及び施設の指導監査において、PR資料を用いて施設長や市町担当者に第三者評価の意義やメリットを直接説明
- ・ 各市に対し、社会福祉法人の指導監査の中でパンフレット等により説明し、受審促進について協力依頼

### (2) 関係団体の会議等を通じた事業者への受審の働きかけ

- ・ 関係団体が開催する会議や研修会において、社会福祉法人の役員や施設長等に対しパンフレットを配布

### (3) 事業者向け啓発研修会の開催

- ・ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を目的に、福祉サービス事業者等への第三者評価の意義や効果に関する講演・受審施設の取組の紹介等

啓発研修会

日時・会場	内 容
令和8年 2月中旬～ (動画公開予定)	(1)講演 「第三者評価事業の概要」 「受審のメリット、全国的な動向、質向上に向けた活用方法」 「受審の流れと実際、改善に向けた取り組み」 (2)第三者評価の受審における模擬体験 (3)第三者評価受審費用助成制度について (4)第三者評価機関紹介

(4) その他の受審促進

- ・ 市役所、地域包括支援センター等を通じ、施設利用者向けパンフレットにより利用者に周知
- ・ 令和7年度から幼保連携型認定こども園の評価基準の運用を開始し、関係機関に周知。

《参考》年度別受審実績 **第10次長寿社会保健福祉計画の数値目標（2026年度）770か所**

- ・ 受審結果は、静岡県福祉サービス第三者評価事業公表要領に規定する様式により県ホームページで3年間公表。施設には受審済シールを配付(平成18年2月作成)。

サービス種別	施設数 R7.4.1	16~30 計	01	02	03	04	05	06	07	受審数累計 (見込み)	受審率 (見込み)	
保育所	264	259	17	7	8	8	10	12	9	330	89.2%	
幼保連携型認定こども園	106	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0.0%	
特養・養護	286	80	2	1	3	4	8	4	4	106	37.1%	
軽費	59	13							0	13	22.0%	
障害児施設	843	4	1		2	2			4	13	1.5%	
障害者施設	1,904	70	8	3	4	8	7	6	7	113	5.9%	
通所介護	1,580	6	3			1	2	1	0	13	0.8%	
訪問介護	746	0	1						0	1	0.1%	
救護施設	7	8	3	1	1		1	4	0	18	100.0%	
放課後児童クラブ	766	0					2		0	2	0.2%	
その他		2		1					0	3		
社会的養護施設	乳児院	4	9	3	1		2	1	1	2	19	
	母子生活支援施設	3	5	2		1	1	1	1	2	13	
	児童養護施設	12	24	5	2	4	6	4	3	5	53	
	児童心理治療施設	1	2	1						0	4	
	児童自立支援施設	1	2	1						0	4	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
合計	6,582	442 (484)	35 (47)	13 (16)	18 (23)	23 (32)	30 (38)	27 (32)	24 (37)	612 (709)	10.8%	

※( )内は社会的養護施設を含めた件数

※放課後児童クラブの施設数は令和6年10月1日時点

※令和7年度は11月25日開催の評価機関連絡調整会議における県内評価機関からの報告による実績見込み数のため、県外評価機関による評価件数は含まれていない

## 令和8年度第三者評価事業の実施計画案について

- 1 評価基準等の策定又は改正
  - (1) 評価基準等の新規策定
    - ・ 予定なし
  - (2) 評価基準等の改正
    - ・ 予定なし
  
- 2 評価機関の認証等
  - (1) 評価機関の募集
    - ・ 評価機関の募集（随時募集）について県ホームページに掲載
  - (2) 評価機関連絡調整会議
    - ・ 評価機関相互や行政（推進組織）と評価機関との間の連携確保及び情報交換を図るため、年1回開催〔令和8年11月予定〕
  - (3) 更新時研修
    - ・ 評価の質を向上させるため、更新時に評価機関向けの研修を実施
    - ・ 3年に1回実施のため、令和8年度は実施予定なし
  
- 3 評価調査者の資質向上のための研修
  - (1) 養成研修
    - ・ 隔年実施のため、令和8年度は実施予定なし
  - (2) 継続研修
    - ・ 養成研修修了者を対象に、業務を継続的に実施するために必要な知識等の付与及び資質向上を図るための研修を年1回実施〔令和9年2月予定〕
  - (3) 個別研修
    - ・ 新たな評価基準策定に伴う業務等がないため、令和8年度は実施予定なし
  
- 4 第三者評価の普及・啓発及び受審促進
  - (1) 県・市の指導監査における受審促進
    - ・ 社会福祉法人及び施設の指導監査において、PR資料を用いて施設長や市町担当者に第三者評価の意義やメリットを直接説明
    - ・ 各市に対し、社会福祉法人の指導監査の中でパンフレット等により説明し、受審促進について協力依頼
  - (2) 関係団体の会議等を通じた事業者への受審の働きかけ
    - ・ 関係団体が開催する会議や研修会において、社会福祉法人の役員や施設長等に対しパンフレットを配布
  - (3) 事業者向け啓発研修会の開催
    - ・ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を目的に、福祉サービス事業者等への第三者評価の意義や効果に関する講演・受審施設の取組の紹介等〔令和9年2～3月予定〕
  - (4) その他の受審促進
    - ・ 市役所、地域包括支援センター等を通じ、施設利用者向けパンフレットにより利用者に周知

## 静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、社会福祉事業者（以下「事業者」という。）の提供する福祉サービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）」に関する県の基本的な方針を定めるとともに、これを推進することにより、事業者の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において使用する用語の意味は、次のとおりである。

① 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等

② 第三者評価事業

社会福祉法人等が行う社会福祉事業の福祉サービスの質を、県の認証を得た第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、これを公表する事業

なお、評価の対象となる福祉サービスの種別は別表のとおり

③ 評価機関

県の認証を得て福祉サービスの評価事業を行う公正中立な第三者機関

④ 評価業務

福祉サービスを提供する事業者に対して、評価機関が書面調査及び訪問調査等の手法により、事業運営やサービスの質を評価基準に基づき客観的な立場から評価すること

⑤ 評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、評価業務を行う者

### 第3 第三者評価事業の推進（県の役割）

県は、第三者評価事業の推進のために、次の業務を行う。

① 評価機関の育成及び認証基準の作成並びに認証

② 評価機関更新時研修プログラムの作成及び実施

③ 評価基準の作成及びその改定

④ 評価調査者研修プログラムの作成及び実施

⑤ 評価調査者の資格基準の作成

⑥ 評価結果に関する公表基準の作成及びその公表

- ⑦ 第三者評価事業に関する啓発普及及び苦情等への対応

#### **第4 第三者評価推進委員会**

県は、第三者評価事業の具体的な実施内容を検討するため、有識者による福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

- 2 推進委員会は、第3に定める第三者評価事業に関する各種の基準等の制定とその推進方法等に関する検討を行い、県に対して意見を述べる。
- 3 委員会の委員は、学識経験者、利用関係者、事業者等で構成する。

#### **第5 評価機関の育成と認証**

県は、第三者評価事業に関する研修会や説明会等を通じ評価機関の育成を図る。

- 2 また、評価機関の組織体制や評価調査者の配置等の基準により、その適格性について審査し、評価機関の認証を行う。
- 3 認証した評価機関に対しては、事業者との契約及びサービス内容の質や事業運営の状況についての評価業務が適正かつ公正中立に行われるよう指導を行うとともに、研修プログラムを作成して更新時研修を実施する。

#### **第6 評価基準の作成及び評価方法**

県は、評価機関が適切に評価業務を行えるよう、また、第三者評価事業を統一的かつ効果的に実施するために、施設の種類ごとに、評価項目と評価方法等を記載した評価基準を定める。

- 2 評価項目は、次の内容とする。
  - ① 福祉サービスの基本方針と組織に関する事項
  - ② 組織の運営管理に関する事項
  - ③ 地域との関わりに関する事項
  - ④ 適切なサービスの実施に関する事項
  - ⑤ 良質な個別サービスの提供に関する事項
- 3 評価は、次の方法を基本として実施するものとする。
  - ① 評価基準に関する調査は、書面調査及び訪問調査により実施すること。
  - ② 書面調査は事業者による自己評価、訪問調査は評価調査者による実地調査とすること。
  - ③ 利用者のサービス等に関する意向を把握する利用者調査を実施すること。
- 4 評価に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - ① 評価調査者は、自らが関係する事業者の第三者評価を行わないこと。
  - ② 第三者評価のとりまとめは、評価調査者の合議によって行うこと。

## 第7 評価結果の公表

県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を作成するとともに、これに基づき評価結果を公表し、併せて、事業所の所在する市町村に対しても情報提供するなど、地域住民等に対して周知、広報するとともに、利用者の適切な選択を実現するよう努めるものとする。

- 2 第三者評価の評価結果の公表手順は、次のとおりとする。
  - ① 評価機関は、評価実施後その結果を取りまとめ、事業者の同意を得た上で、その結果を公表基準に従い公表するものとする。
  - ② 評価機関は、同時に公表内容を県に報告する。
  - ③ 県は、評価機関からの報告内容を公表する。
- 3 評価結果の公表について事業者の同意を得ていない場合は、その結果は公表しないものとする。

## 第8 評価調査者養成研修等

県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修のプログラムを作成するとともに、両研修を実施する。

- 2 両研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者を講師として実施するものとする。

## 第9 情報提供及び普及啓発等

県は、県推進組織及び認証した評価機関に関する事項について情報提供を行うものとする。

- 2 県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解と事業者の受審促進を図るため、普及啓発に努めるものとする。
- 3 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、相談窓口を設け、適切に対応するものとする。
- 4 県は、認証した評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

## 第10 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については、推進委員会の意見を踏まえ、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成16年7月28日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表

### 評価の対象となる福祉サービスの種別

サービス種別	評価基準・評価方法及び特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 障害者福祉サービス</li> <li>・ 障害児福祉サービス</li> <li>・ 高齢者福祉サービス（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・訪問介護事業所・通所介護事業所）</li> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 放課後児童クラブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要綱第6条評価基準の作成及び評価方法による実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院</li> <li>・ 母子生活支援施設</li> <li>・ 児童養護施設</li> <li>・ 児童心理治療施設</li> <li>・ 児童自立支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受審の義務化 （平成23年9月1日付け雇児発0901第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</li> <li>・ 全国共通の第三者評価基準による実施 （平成30年3月30日付け子発0330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）</li> </ul> <p>※当該施設の第三者評価事業の効果的な実施に当たっては、推進委員会の意見を踏まえ実施するものとする。</p>

## 静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

### (目的)

第1条 静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4に基づき、第三者評価事業の普及促進と評価内容の充実を図るため、静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の所掌事項について諮問を受け、意見を述べる。

- (1) 第三者評価機関の認証基準に関すること
- (2) 評価機関更新時研修の実施に関すること
- (3) 第三者評価基準の策定及び改定に関すること
- (4) 評価調査者研修プログラムに関すること
- (5) 調査者研修の実施に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (7) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (8) その他第三者評価事業を推進する上で必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別に定める委員をもって構成する。なお、必要があると認められた場合は、委員を加えることができる。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員のうち1名は、委員の互選により、委員長となる。
- 4 委員長は、委員のうち1名を副委員長に指名する。
- 5 委員長は、委員会を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員として在任する期間とする。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、第3条第1項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の出席及び必要な事項について意見等を求めることができる。

**(庶務)**

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉長寿局福祉指導課において処理する。

**(その他)**

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成16年7月28日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

**静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領****(目的)**

第1条 この要領は、静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5の規定に基づき、評価機関の認証及びその手続き、評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成とその事業の公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

**(認証基準)**

第2条 本県において福祉サービス第三者評価事業を実施する評価機関として認証を受けるために必要な要件等は、別記の福祉サービス第三者評価機関認証基準のとおりとする。

**(評価機関の募集)**

第3条 県は、評価機関の育成と認証を行うために、毎年度、評価機関に関する説明会等を開催するとともに、その募集を行う。

2 募集は、県民日より、県ホームページに公示する方法で行う。

**(評価機関の認証)**

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて、認証申請を行う。

2 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

**(認証の有効期間)**

第5条 第三者評価機関認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

**(認証の有効期間の更新)**

第6条 第三者評価機関認証の有効期間は更新することができる。

この際、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設及び他の都道府県内の事業者に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が県又は全国推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、認証の有効期間が満了となるまでの間に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

- 2 第三者評価機関として認証の更新を受けようとする法人の代表者は、決算書等の必要書類を添えて更新申請を行う。
- 3 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。
- 4 県は、認証の更新をした場合、又は認証の更新をしなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

#### **(変更及び廃止)**

第7条 評価機関は、認証申請時の事業内容に変更があった場合又は事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を届け出なければならない。

#### **(認証の取消)**

第8条 県は、評価機関が次の各号に該当するときは、当該機関の認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条で定める認証基準のいずれか一つが欠けたとき
- (2) 一定期間事業実績がないとき
- (3) 認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数が10件未満である場合に、更新時研修を受講していないとき
- (4) 次に掲げる不正な行為を行ったとき
  - ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取る行為
  - イ 守秘義務に違反する行為
  - ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為
  - エ 法令に違反する行為
  - オ その他社会通念上不正と認められる行為
- (5) 正当な理由なく第9条に定める定期的な事業報告又は県の調査若しくは指導に協力を行わないとき
- (6) 県に虚偽の報告又は資料の提出を行ったとき

2 県は、前項に基づき評価機関の認証を取り消すときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関の認証を取り消したときは、当該機関へその旨の通知を行うとともに、県民だより又は県ホームページ上で公表する。

#### **(事業報告等)**

第9条 評価機関は、毎事業年度終了後、県に対し、速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

**(その他)**

第 10 条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の改正前に認証を受けた第三者評価機関の認証の有効期間は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

## 静岡県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

静岡県福祉サービス第三者評価事業認証等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

### （法人格）

第1条 静岡県第三者評価機関認証基準（以下「認証基準」という。）（1）アに規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。

### （資格等）

第2条 認証基準（1）イに規定する業務、資格等は、次のとおりとする。

- (1) 「所属する」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の年間契約を結び評価業務を実施する者をいう。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、雇用関係にある10人以上（概ね週労働時間30時間以上の者をいう。）の組織を管理・統括する業務をいう。
- (3) 「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
  - ア 福祉分野 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
  - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士
  - ウ 保健分野 保健師、栄養士
  - エ アからウまでの資格以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有する者
- (4) 「学識経験者」は、次のとおりとする。
  - ア 大学、専門学校、高校等で社会福祉、医療及び保健に関する教育・研究を行う者
  - イ 社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者（公認会計士、税理士、弁護士等）

### （福祉サービス）

第3条 認証基準（1）オに規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、同法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除いた事業をいう。

### （有識者）

第4条 認証基準（2）アに規定する「有識者」とは、第2条第4号に掲げる者をいう。

### （評価調査者が関係するサービス事業者）

第5条 認証基準（2）イに規定する「評価調査者が関係するサービス事業者」とは、次の各号に掲げる法人が経営する施設及び事業所をいう。この場合において、

所属するとは、当該法人の理事、役員等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係にあることをいう。

- (1) 評価調査者が現在所属する法人又は以前に所属していた法人
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現在所属する法人

#### **(公開)**

第6条 認証基準(4)に規定する「公開」とは、ホームページ上での公開や事務所における公開が行われており、誰もが閲覧できる状態にしておくことをいう。

#### **(募集手続き)**

第7条 実施要領第3条第1項に規定する募集の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 県は、必要に応じて募集要項を定め、評価機関の募集を行う。なお、当該年度に養成研修を実施する場合、研修実施前に募集に関する説明会を開催し、認証を受けようとする法人にその内容、手続等を周知する。
- (2) 評価機関として認証を受けようとする法人は、法人としての基本要件及び評価調査者確保に関する要件について県との事前協議を行い、評価機関としての適格性について確認しておく。
- (3) 評価機関として認証を受けようとする法人は、評価調査者の確保及び業務範囲を確定した上で、正式に認証申請を行う。

#### **(認証申請書)**

第8条 実施要領第4条第1項の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地、代表者名を記載した認証申請書(以下「申請書」という。)(様式1)に、次に掲げる書類を添え、静岡県知事に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為等
- (2) 法人登記簿謄本(3ヵ月以内のもの、写し可)
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要
- (4) 決算書(貸借対照表を含む。)
- (5) 役員名簿(様式2)
- (6) 第三者評価事業運営に関する誓約書(様式3)
- (7) 会員等状況届出書(様式4)
- (8) 評価調査者名簿(様式5)
- (9) 評価調査者養成研修修了証書(写)
- (10) 認証基準(2)アに該当する場合には、委員会を構成するすべての評価委員名簿(様式6)
- (11) 苦情窓口及び処理規程
- (12) 第三者評価に係る倫理規程
- (13) 標準的な評価の流れを示す書類、料金表及び契約書様式
- (14) その他必要と判断される資料

#### **(認証更新申請書)**

第9条 実施要領第6条の規定による認証の更新の申請は、次の書類による。

- (1) 認証更新申請書(様式10)

- (2) 決算書（貸借対照表を含む。）
- (3) 役員名簿（様式 2）
- (4) 会員等状況届出書（様式 4）
- (5) 評価調査者名簿（様式 5）
- (6) 認証基準（2）アに該当する場合には、委員会を構成するすべての評価委員名簿（様式 6）
- (7) 料金表
- (8) 認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近 3 か年度における評価実績一覧（様式 11）
- (9) 認証基準（6）の評価機関内部の研修を実施した場合には、更新時研修の内容に関する研修実施報告書（様式 12）
- (10) その他必要と判断される資料

#### **（変更及び廃止の届出）**

第 10 条 実施要領第 7 条の規定による変更及び廃止の届出は、次の書類による。

- (1) 認証内容変更届出書（様式 7）
- (2) 評価機関廃止届出書（様式 8）

#### **（取消）**

第 11 条 実施要領第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「一定期間」とは、概ね 2 年以上の期間をいう。

#### **（実績報告）**

第 12 条 実施要領第 9 条第 1 項の規定による報告は、事業実績報告書（様式 9）による。

附 則

この細則は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。